

○児童(生徒)傷害事故発生報告

・概要

(1) 児童生徒の傷害、水難、交通、暴行、盗難、死亡等の事故が発生したときは、すみやかに地教委に報告しなければならない。

・関係法令等

(1) 市町村学校管理規則

・事務処理

	処 理 内 容
事実発生 の確認	事故内容・状況を確認する 生命尊重を第一 事実の正確な調査
連絡	必要に応じ警察署・消防署（救急車）・保護者等へ連絡する
電話等による報告	直ちに地教委へ報告する（第一報）（必要に応じ第二報） 学校名（校長名）、事故の種類、児童生徒氏名、学年、保護者氏名、発生日時、発生場所、原因等 本人や目撃者の話等からさらに詳しい状況を把握する
事故発生報告 の提出	地教委へ児童（生徒）傷害（水害、交通、暴行、盗難、死亡等）事故発生報告を提出する

以 下 余 白